

第 5 4 号議案

亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の
構造の基準に関する条例の制定について

亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例
を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の
構造の基準に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 堤防（第 3 条－第 1 5 条）
 - 第 3 章 床止め（第 1 6 条－第 1 9 条）
 - 第 4 章 堰^{せき}（第 2 0 条－第 2 9 条）
 - 第 5 章 水門及び樋門^ひ（第 3 0 条－第 3 7 条）
 - 第 6 章 橋（第 3 8 条－第 4 5 条）
 - 第 7 章 伏せ越し（第 4 6 条－第 5 0 条）
 - 第 8 章 雑則（第 5 1 条－第 5 4 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号。以下

「法」という。) 第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、市が管理する準用河川(法第100条第1項に規定する準用河川をいう。以下単に「河川」という。)に係る河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物(以下「許可工作物」という。)のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

第2章 堤防

(適用の範囲)

第3条 この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防について適用する。

(構造の原則)

第4条 堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とするものとする。

(材質及び構造)

第5条 堤防は、盛土により築造するものとする。ただし、土地利用の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合においては、その全部若しくは主要な部分がコンクリート、鋼矢板若しくはこれらに準ずるものによる構造のものとし、又はコンクリート構造若しくはこれに準ずる構造の胸壁を有するものとすることができる。

(高さ)

第6条 堤防の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。ただし、堤防に隣接する堤内の土地の地盤高(以下「堤内地盤高」という。)が計画高水位より高く、かつ、

地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

2 胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

(天端幅)

第7条 堤防の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、3メートル以上とするものとする。

(盛土による堤防の法勾配等)

第8条 盛土による堤防(胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。)の法勾配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が0.6メートル未満である区間を除き、50パーセント以下とするものとする。

2 盛土による堤防の法面は、芝等によって覆うものとする。

(小段)

第9条 堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

(護岸)

第10条 流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法面又は表小段に護岸を設けるものとする。

(水制)

第11条 流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

(管理用通路)

第12条 堤防には、河川の管理のための通路(以下「管理用通路」という。)を設けるものとする。

(背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例)

第13条 甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第6条第1項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。た

だし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間及び逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあつては、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さとは乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さとは一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第7条の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。ただし、堤内地盤高が計画高水位より高く、かつ、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる区間にあつては、この限りでない。

（天端幅の規定の適用除外等）

第14条 その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第7条及び前条第2項の規定は、適用しない。

- 2 胸壁を有する堤防に関する第7条及び前条第2項の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

第15条 堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第13条及び前条を除く。）の規定を準用する。

第3章 床止め

（構造の原則）

第16条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(護床工及び高水敷保護工)

第17条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

(護岸)

第18条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、護岸を設けるものとする。

(魚道)

第19条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、魚道を設けるものとする。

第4章 堰^{せき}

(構造の原則)

第20条 堰^{せき}は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 堰^{せき}は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰^{せき}に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(流下断面との関係)

第21条 可動堰^{せき}の可動部(流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱^{せき}に限る。次条及び第23条において同じ。)以外の部分(堰柱^{せき}を除く。)及び固定堰^{せき}は、流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条及び第39条第1項において同じ。)内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部^{さく}であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるとき、及び

河床の状況により流下断面内に設けることがやむを得ないと認められる場合において、治水上の機能の確保のため適切と認められる措置を講ずるときは、この限りでない。

(可動堰の可動部の径間長)

第22条 可動堰の可動部の径間長（隣り合う堰柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、15メートル以上（可動部の全長（両端の堰柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、15メートル未満である場合には、その全長の値）とするものとする。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項に該当する場合において、可動堰の可動部の全長が30メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を12.5メートル以上とすることができる。

3 可動堰の可動部が起伏式である場合においては、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとすることができる。

(可動堰の可動部の径間長の特例)

第23条 可動堰の可動部の一部を土砂吐き等の効用を兼ねるものとする場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、12.5メートル以上とすることができる。この場合においては、可動部の径間長の平均値は、同条第2項に該当する可動堰の可動部を除き、15メートル以上でなければならない。

2 前項の規定によれば可動堰の可動部のうち土砂吐き等としての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

(可動堰の可動部のゲートの構造)

第24条 可動堰の可動部のゲートの構造については、令第10条第1項から第3項まで、第11条及び第12条の規定を準用する。

(可動堰の可動部のゲートの高さ)

第25条 可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上で、当該地点における河川の兩岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

2 可動堰^{せき}の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰^{せき}の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

（可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

第26条 背水区間に設ける可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

(1) 当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、0.6メートルを加えた高さ

(2) 計画高水位

2 地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第1項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

（管理施設）

第27条 可動堰^{せき}には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

（護床工等）

第28条 第17条から第19条までの規定は、堰^{せき}を設ける場合について準用する。

（洪水を分流させる堰^{せき}に関する特例）

第29条 第21条及び第25条の規定は、洪水を分流させる堰^{せき}については、適用しない。

第5章 水門及び樋門^ひ

(構造の原則)

第30条 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(構造)

第31条 水門及び樋門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

- 2 樋門は、堆積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。
- (断面形)

第32条 河川を横断して設ける水門及び樋門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量を勘案して定めるものとする。

- 2 前項の規定は、河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋門について準用する。

(河川を横断して設ける水門の径間長等)

第33条 第21条から第23条まで（第22条第3項を除く。）の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。この場合において、第21条中「可動堰の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰柱に限る。次条及び第23条において同じ。）以外の部分（堰柱を除く。）及び固定堰」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及び門柱以外の部分」と、第22条及び第23条中「可動堰の可動部」とあり、及び「可動部」とあるのは、「水門のうち流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する門柱の部分」と、第22条第1項中「堰柱」とあるのは、「門柱」と読み替えるものとする。

- 2 河川を横断して設ける樋門で2門以上のゲートを有するものの内法幅は、5メートル以上とするものとする。ただし、内法幅が内法高の2倍以上となるときは、この限りでない。

(ゲート等の構造)

第34条 水門及び樋門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な

水密性を有する構造とするものとする。

- 2 水門及び樋門^ひのゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。
- 3 水門及び樋門^ひのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

(水門のゲートの高さ等)

第35条 水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとする。

- 2 第25条第1項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第26条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「水門のカーテンウォールの下端の高さ及び水門の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」と読み替えるものとする。

(管理施設等)

第36条 第27条の規定は、水門及び樋門^ひについて準用する。

- 2 水門は、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

(護床工等)

第37条 第17条及び第18条の規定は、水門又は樋門^ひを設ける場合について準用する。

第6章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第38条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

- 2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。
(橋台)

第39条 河岸又は背水区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。ただし、山間狭窄部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 2 堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。
- 3 堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。ただし、堤防の構造に著しい支障を及ぼさないために必要な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 4 堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。
(橋脚)

第40条 河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。ただし、橋脚の水平断面が極めて小さいとき、橋脚に作用する洪水が流下する方向と直角の方向の荷重が極めて大きい場合であって橋脚の構造上やむを得ないと認められるとき、又は洪水が流下する方向が一定でない箇所に設けるときは、橋脚の水平断面を円形その他これに類する形状のものとする事ができる。

- 2 河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定めら

れている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。)及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては、低水路の河床の表面から深さ2メートル以上の部分に、その他の高水敷においては、高水敷(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。)の表面から深さ1メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面又は高水敷の表面より下の部分に設けることができる。

(径間長)

第41条 橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離(河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。))に橋台を設ける場合においては、橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては、当該平面上の流下断面(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面)の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。)は、山間狭窄部^{さく}であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によって得られる値(その値が50メートルを超える場合においては、50メートル)以上とするものとする。ただし、径間長を次の式によって得られる値(以下この項及び第3項において「基準径間長」という。)以上とすればその平均値を基準径間長に5メートルを加えた値を超えるものとしなければならないときは、径間長は、基準径間長から5メートルを減じた値(30メートル未満となる場合は、30メートル)以上とすることができる。

$L = 20 + 0.005Q$ (この式において、L及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

L 径間長（単位 メートル）

Q 計画高水流量（単位 1秒間につき立方メートル）

- 2 橋（主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、12.5メートル以上とすることができる。
- 3 基準径間長が25メートルを超えることとなる場合においては、第1項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を25メートル以上とすることができる。この場合においては、橋の径間長の平均値は、これらの規定により定められる径間長以上としなければならない。
- 4 河道内に橋脚が設けられている橋、堰^{せき}その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において特則を定めることができる。

（桁下高等）

第42条 第25条第1項及び第26条の規定は、橋の桁下高について準用する。この場合において、これらの規定中「可動堰^{せき}の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「橋の桁下高」と読み替えるものとする。

- 2 橋面（路面、地覆その他流水又は波浪が橋を通じて河川外に流出することを防止するための措置を講じた部分）の高さは、背水区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

（護岸等）

第43条 第17条及び第18条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

- 2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

(管理用通路の構造の保全)

第44条 橋(取付部を含む。)は、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

(適用除外)

第45条 第39条第1項から第3項まで、第40条、第41条及び第42条の規定は、遊水地その他これらに類するものの区域内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さい橋については、適用しない。

2 この章(第42条及び前条を除く。)の規定は、堰又は水門と効用を兼ねる橋及び樋門ひに附属して設けられる橋については、適用しない。

第7章 伏せ越し

(適用の範囲)

第46条 この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

(構造の原則)

第47条 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

(構造)

第48条 堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。)を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。ただし、堤防の地盤の地質、伏せ越しの深さ等を考慮して、堤防の構造に支障を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

2 第31条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

(ゲート等)

第49条 伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。ただし、地形の状況により必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 第24条第2項の規定は、前項のゲートの開閉装置について、第27条の規定は、伏せ越しについて準用する。

（深さ）

第50条 伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法肩から20メートル以内の高水敷においては、低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては、高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては、堤防の地盤面から、それぞれ深さ2メートル以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められるとき、又は河川の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、それぞれ低水路の河床の表面、高水敷の表面又は堤防の地盤面より下の部分に設けることができる。

第8章 雑則

（適用除外）

第51条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

- (1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等
- (2) 臨時に設けられる河川管理施設等
- (3) 工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章から第7章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第52条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第26条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によつてこの条例の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(小河川の特例)

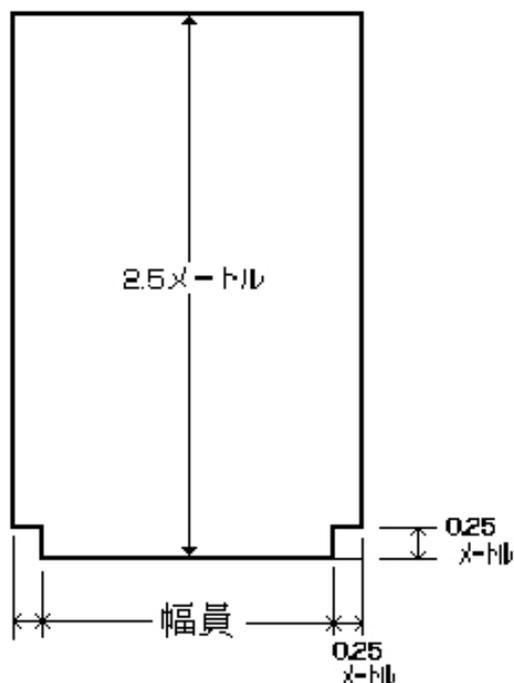
第53条 計画高水流量が1秒間につき100立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、河川管理上の支障があると認められる場合を除き、次の各号に定めるところによることができる。

- (1) 堤防の天端幅は、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。

項	計画高水流量 (単位 1秒間につき立方メートル)	天端幅 (単位 メートル)
1	50未満	2
2	50以上100未満	2.5

- (2) 堤防の高さは、計画高水位が堤内地盤高より高く、かつ、その差が0.6メートル未満である区間においては、計画高水流量が1秒間につき50立方メートル未満であり、かつ、堤防の天端幅が2.5メートル以上である場合は、計画高水位に0.3メートルを加えた値以上とすること。

- (3) 堤防に設ける管理用通路は、川幅が10メートル未満である区間においては、幅員は、2.5メートル以上とし、建築限界は、次の図に示すところによること。



- (4) 橋については、第40条第2項中「20メートル」とあるのは、「10メートル」と、「2メートル」とあるのは、「1メートル」と、「1メートル」とあるのは、「0.5メートル」と読み替えて同項の規定を適用すること。
- (5) 伏せ越しについては、第50条中「20メートル」とあるのは、「10メートル」と、「2メートル」とあるのは、「1メートル」と読み替えて同条の規定を適用すること。

(その他)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定めるところによるほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第26条の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの条例の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあっては、法第26条の許可）がこの条例の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の
構造の基準に関する条例案要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における河川法の一部改正に伴い、市が管理する準用河川に係る河川管理施設又は同法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。